

加入者掛金の変更回数の経過措置及び受給権者等の死亡届出の省略等に関する省令改正案の意見募集開始

| | | | | |
|----|------|------|------|-----|
| 対象 | DB | DC | 退職金 | その他 |
| 内容 | 法令通知 | 財政運営 | 会計基準 | その他 |

改正案のポイント

- 1月30日、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集（※1）が開始されました。

[（※1）国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について](#)

- ・企業型DC加入者掛金が事業主掛金を超えるとする規定の廃止に伴う加入者掛金の変更回数の経過措置の規定の整備案が提示
- ・DB等の受給権者等が死亡した場合の届出省略規定の整備等に関する省令改正案等が提示

改正案の概要

1. 加入者掛金の変更回数に関する経過措置

- ・現在、企業型DCの加入者掛金は、拠出単位期間（12月から翌11月までの1年間）において1回に限り変更可能
- ・加入者掛金が事業主掛金を超えるとする規定の廃止（2026年4月1日）に伴い、加入者掛金の額を、事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合、2026年4月1日～同11月30日までは、変更回数としてカウントしないこととする



2. 受給権者等の死亡の届出の省略

- ・住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる場合について、戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合は、事業主等への死亡の届出省略を可能とする



3. iDeCoプラス加入者がDB・企業型DCに加入する場合の事業主への届出

- ・複数事業所に使用されるiDeCoプラス加入者が、他の事業所のDB・企業型DC等の加入者となっている場合は、iDeCoプラスに掛金を拠出している中小事業主に対して申し出ること

意見募集期限・公布日・施行期日

- 意見募集期限：2026年2月28日、23時59分
➤ 公布日：2026年3月下旬（予定）
➤ 施行期日：2026年4月1日

改正内容

1. 加入者掛金の変更回数に関する経過措置(案)

| | |
|------------------------|--|
| 変更前 (DC法施行令第6条第4号ハ) | <ul style="list-style-type: none">加入者掛金の額は企業型DCの拠出単位期間(12月から翌11月までの1年間)において、1回に限り変更することができる(加入者掛金の変更回数の制限規定)なお、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外として以下の2つが規定 ①事業主掛金の額が引き下げられることにより、事業主掛金の額が加入者掛金の額を下回る場合において、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないように変更する場合 ②その他厚生労働省令で定める場合 |
| 変更(案) | <ul style="list-style-type: none">企業型DCの加入者等掛金に関して、加入者掛金が事業主掛金を超えない規定が廃止(2026年4月1日)これに伴い、加入者掛金の変更回数の制限規定の例外としている上記①の場合が削除(年金ニュースNo.569ご参照) <p>＜今回追加される経過措置(案)＞</p> <ul style="list-style-type: none">2026年4月1日～同11月30日までの間は、加入者掛金の額を、事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合には、加入者掛金の額の変更回数としてカウントしない |

2. 受給権者等の死亡の届出の省略(案)

| | |
|-------|--|
| 変更(案) | <ul style="list-style-type: none">DB等において、住民基本台帳法の規定により企業年金連合会等が機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者等の死亡について、<u>当該受給権者等に係る戸籍法の規定による死亡の届出が行われた場合には、事業主等への死亡の届出については省略可能とする</u> |
|-------|--|

3. iDeCoプラス加入者がDB・企業型DCに加入する場合の事業主への届出(案)

| | |
|-------|---|
| 変更(案) | <ul style="list-style-type: none">iDeCoプラスの加入者が複数事業所に使用されている場合であって、<u>別の事業所において企業型DC加入者又はDB等他制度加入者となっている場合は、iDeCoプラス加入者は、企業型DC加入者又はDB等他制度加入者となったことを、iDeCoプラスに掛金を拠出している中小事業主に申し出なければならない</u> |
|-------|---|

＜用語解説＞加入者掛金の変更回数の制限規定

- 掛金額の頻繁な変更や拠出が可能なときのみ拠出する所謂“あるとき払い”を認めると、一般の貯蓄や投資と同様になり、老齢期における資産の確保を名目に税制優遇された「年金」として位置付けることが難しくなるという点を勘案して、変更回数を制限する措置

＜ご参考＞本件に関連する過去の年金ニュース

◆年金ニュース No.559 「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布

◆年金ニュース No.569 「確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令」等の公布

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

以上

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。